

高圧ガス保安経済産業大臣表彰の選考基準等の見直しについて

令和3年5月作成
令和4年5月一部訂正
経済産業省産業保安G
高圧ガス保安室

{関係規程}

- ◇ 高圧ガス保安経済産業大臣表彰選考基準（以下「選考基準」という。） 別紙及び別添
- ◇ 高圧ガス保安経済産業大臣表彰実施要領（以下「実施要領」という。） 推薦書様式

{主な改正の背景}

高圧ガス保安経済産業大臣表彰（以下「表彰制度」という。）は、高圧ガス保安に関し、高圧ガスによる災害防止のため不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所や、長年にわたり高圧ガス保安に関し極めて顕著な功績を上げた保安功労者等を表彰することにより、保安意識の高揚を図り、もって高圧ガス保安を推進することを目的としている。

現在の表彰制度の評価基準では、高圧ガス保安業務の経験等年数や保安団体への貢献度合い、自治体等主催の表彰受賞歴への配点が半数以上と高く、熟練労働者が選定されやすい傾向がある。しかし、今後、高齢化による熟年層の大量退職（第2次ベビーブーム世代は約15年後）により、現行制度のままでは被表彰者数が大幅に減少することが予想される。

また近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、災害対応において顕著に貢献したものを適切に評価する必要性が高まっている。

さらに近年、IoT等の新たなテクノロジーが進展する中、高圧ガス保安分野においても、新技術の導入により安全性と効率性を追求する取組が求められているが、現行の評価基準では、IoT等の新技術の導入・活用の項目の点数が低く、かつ厳しい基準である。

そこで、表彰制度の評価基準を以下のとおり見直す。

- ・ 災害対応・協力実績等の項目の点数を増加させ、保安団体への貢献度合いや自治体等主催の表彰受賞歴での項目の点数を減少させる。ただし、合計点数及び合格基準は変更しない。
- ・ IoT等の新技術導入の導入・活用の項目の点数を増加させ、新技術を導入しただけでも加点することとし、改正されてから長い期間を経た高圧ガス設備耐震性基準に自主的に基準をクリアしていたことを評価していた項目の点数等を減少させる。

他方で、これまで長年にわたり高圧ガス保安分野において顕著な貢献をしてきた熟年層も引き続き評価するため、従来の評価基準も残した上で、従来型の評価基準（評価基準A）と今般新設する評価基準（評価基準B）とのいずれか高い方の合計点数で評価することとする。

なお、実施要領の5.（2）ロに該当する者に対して個別の表彰の種類が設けられ、大災害を未然に防止した等の功績に係る場合を評価の対象としているが、今回の改正では対象範囲を広げることとし、様々な災害対応・協力実績等に対して、従来の項目の点数を増加させることで積極的に評価することとする。

また、令和3年度に改正した選考基準の一部に明らかな誤記が認められたため、令和4年度に訂正を行い、さらに、当該改正内容を反映すべきであった実施要領の推薦書様式についても今回改正する。

{全体にまたがる主な改正}

選考基準の審査項目中、加点要素となる項目では評価基準Bを新設すると同時に、従来型の評価基準を評価基準Aとして残すことで、2種類の基準を設けるが、推薦書は基準に応じて様式を2種類に分けることはしない。評価者は2種類の基準のうち点数が高くなる方で評価することで足りる。なお、過去の事故歴等ネガティブ要素となる項目では基準を2種類に分けることはしない。

{評価基準Aでの主な改正} (改正前の評価基準Aの点数→改正後の評価基準Aの点数)

① 高圧ガス保安のスマート化導入 (3点→8点) [加点]

選考基準のI・O・T・ビッグデータ等の新技術等の導入状況の項目では、産業構造審議会保安分科会第10回高圧ガス小委員会資料5の図5の新技術に限定することなく、既存のシステムと上手く連携させること等も含め、かつI・O・T・ビッグデータ等を活用した結果を適切に検証・改善までに至っていないなくても、導入し活用したのみでも加点の対象とする。

② 高圧ガス設備耐震性基準等 (5点→0点) [廃止]

選考基準の高圧ガス設備の耐震レベル状況の要素では、当該基準の制定・改正時期が古く、当該選考基準を廃止する。

{評価基準Bでの主な改正} (改正前の評価基準Aの点数→新たな評価基準Bの点数)

① 災害対応・協力 (5点→20点) [加点]

選考基準の災害時等における高圧ガス保安行政への協力の項目では、近年の災害激化により今まで以上に防災・減災等創意工夫して対応していく必要があり、災害発生時に過去に緊急出動した等の実績があることに限定せず、

- ・直近3年間以上の災害協定や地域防災連携等を行っていることで未然に災害に備えること
- ・様々な災害発生時の対応方法の中で直近数年間に例えばプッシュ型支援を通して地域に顕著な貢献を行っていること

のいずれかに該当する場合、それぞれ加点の対象とする。

② 高圧ガス保安のスマート化導入 (3点→8点) [加点]

選考基準のI・O・T・ビッグデータ等の新技術等の導入状況の項目では、産業構造審議会保安分科会第10回高圧ガス小委員会資料5の図5の新技術に限定することなく、既存のシステムと上手く連携させること等も含め、かつI・O・T・ビッグデータ等を活用した結果を適切に検証・改善までに至っていないなくても、新技術を導入し活用したのみでも加点の対象とする。

③ 過去の表彰等受賞歴 (10点→0点) [廃止]

選考基準の過去における表彰等の受賞歴の項目で高い点数を取る者が熟練労働者に限定されがちであり、当該選考基準を廃止する。

④ 高圧ガス設備耐震性基準等（5点→0点）[廃止]

選考基準の高圧ガス設備の耐震レベル状況の要素では、当該基準の制定・改正時期が古く、当該選考基準を廃止する。

⑤ 保安団体への貢献（5点→0点）[①に移行]

選考基準の保安団体に対する貢献の項目では、団体活動を通じた保安への貢献は引き続き重要であるものの、近年では災害対応の強化が求められており、団体と連携してより具体的な災害対応について災害時等における高圧ガス保安行政への協力の項目で評価することとし、当該選考基準を①災害対応・協力へ移行する。

(参考) 令和4年度表彰に関する主なスケジュール

- 5月 上旬 表彰実施要領等改正案を施行
- 5月 中旬 推薦依頼の発出（高圧室→監督部、都道府県宛）
- 7月 1日 監督部への推薦×切り（都道府県→監督部）
- 8月20日 高圧室への推薦×切り（監督部→高圧室）
- 9月 中旬 審査会開催（表彰対象者を決定）
- 10月28日 表彰式

以上